

令和7年9月19日

矢巾町議会

議長 廣田清実様

矢巾町議会総務常任委員会

委員長 高橋安子

請願審査報告書

本委員会が、令和7年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○7請願第4号：南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願

請願者 矢巾町大字藤沢第6地割15番地70
岩本秀司
矢巾町大字南矢幅第9地割344番地
齋藤保之

紹介議員 横澤駿一
木村豊

2 委員会開催年月日

令和7年7月7日(月)

令和7年7月28日(月)

令和7年8月26日(火)

令和7年9月5日(金)

3 出席議員

高橋安子	横澤駿一	高橋恵
齋藤勝浩	昆秀一	廣田清実

4 審査経過

令和7年7月7日（月）午前11時より、委員出席のもと7請願第4号について、説明員として紹介議員である横澤駿一議員、木村豊議員、参考人として、岩本秀司氏、齋藤保之氏出席のもと、付議事件について詳細説明を受けた。

同月28日（月）午前10時開催の委員会には、説明員として田村英典総務課長、高橋保文化スポーツ課長から付議事件にかかる経緯等の説明を受けた。

同年8月26日（火）午前10時の委員会においては、関連する内容の一般質問が提出されていることから、内容を聞いてから再度審査することと決定、同年9月5日（金）午後1時45分から再度委員会を開催し慎重審議した。

5 審査結果

7請願第4号については、反対多数で不採択すべきものと決定した。

6 審査意見

本請願は、矢巾町と岩手県教育委員会が共創によるプロジェクトとして進めてきた南昌みらい高校の新体育館の建設が、現在中止されていることからその建設の進展を望み、本議会に提出された請願である。

この事業においては、共創プロジェクトとして進めることで、南昌みらい高校における生徒のスポーツ活動の活性化に利するだけでなく、「スポーツのまち」を標榜する本町町民の体育施設としての活用も見込まれ、双方にとってメリットが期待できるものであることから、多くの町民や通学する生徒及びその保護者などからの実現に向けた期待も大きいことは理解でき、本町議会としても事業の進展は望むところである。

この度の請願の趣旨について参考人等から説明を受け内容を確認したところ、施設の規模縮小など状況が変化中、町長が「ゼロベース」を求めたことで建設が中断したとの解釈に基づき、「岩手県教育委員会との話し合いを継続し、合意点を見出す努力を続けて、南昌みらい高校新体育館の建設を早期に進めることを求める」旨の意見書を本町議会から町長に対して提出することを要望する内容であった。

一方、町当局担当者を説明員として招いて受けた説明のほか、これまでの関連する全員協議会での説明内容や一般質問の内容から、町と岩手県教育委員会との共創プロジェクトに係る覚書では、あくまで施設の整備主体は岩手県教育委員会であり、矢巾町は運営主体との役割分担がなされていること、疑義が生じた際は協議するとしていることが確認できる。そのような中、覚書に記載のない細部の詰めや、状況変化による協議が無いまま工事請負契約に至ったことから、町としては岩手県教育委員会に対し、詳細な部分の内容について協議を求めてきた経緯が認められるものの、協議に至らず中断している状況であるものと認識した。

以上のような状況を鑑みれば、町と岩手県教育委員会との覚書による取り決め内容の認識に差異がある中、進展に向けては両者が歩み寄り話し合いにより方向性を見出すことが望まれるところである。

しかしながら、本請願は早期建設を求める内容であるにもかかわらず、共創プロジェクトの当事者のうち、覚書による施設の整備主体である岩手県教育委員会に対してではなく、本町にのみ解決に向けた話し合いを要請する内容となっていることは、本町のみプロジェクト中止の責を負うことで細部の条件について妥協すべき事態につながりかねず、当事者間の公平性に欠き疑問が残る。

さらに、本町議会議員としては、町民の利益を最優先に考えるべきであり、当初の共創プロジェクトで本町が理想として描いた内容から事業が縮小した中、その件について明確な協議、契約等もなく、町民の利用に関する事項など細部の詰めがないまま事業が進行した状態で、果たして当初思い描いた町民の利活用がかなうか不透明な施設に対し、町有地を体育館用地として供するほか、5億円ほどと見込まれる建設費の負担を町が負うことは、町民の利益になるものか疑問である。

以上のことから、本請願に関しては、建設に向け事業を進めてほしいという趣旨は理解できるものの、本町にのみ、その解決に向けた行動を求める内容であることは、町と岩手県教育委員会が対等な立場で共創事業に関する協議を経て、事業の推進につながるか疑問が生じることから、不採択とする結論に至ったものである。

なお、当該新体育館の建設に向けては、第三者などの仲介を得るなどしながら事態の収束に向けた取り組みを町と岩手県教育委員会に対して望む意見が複数あったことを申し添える。